

千葉市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

千葉市長 神谷俊一

千葉市規則第68号

千葉市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

千葉市開発登録簿閲覧規則（昭和47年千葉市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(閲覧時間及び休日等) 第4条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から <u>午後5時15分</u> までとする。 2～4 [略]	(閲覧時間及び休日等) 第4条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から <u>午後5時</u> までとする。 2～4 [略]

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。